

令和2年1月27日

## 平成29年度徳島県における「社会への扉」を活用した授業の実施効果に関する追跡調査の結果について

消費者行政新未来創造オフィスでは、成年年齢引下げに対応した消費者教育の充実のため、平成29年度から「社会への扉」を活用した授業の効果検証を徳島県内の全高等学校等で実施しています。平成29年度に授業を受け、一定期間（おおむね一年間）を経過している徳島県内の生徒に対し追跡調査（以下「一年後の追跡調査」という。）を行ったところ以下のようないくつかの結果となりました（結果の詳細は別添報告書を参照）。

### 1. 調査結果のポイント

#### (1) 消費生活に関する知識（12問の消費生活クイズの結果）

##### ・授業前後と比較した正答率の変化（図1）

12問全体に占める正答率（正答数の割合）の平均値は、一年後の追跡調査において53.7%であり、授業前の平均36.8%と比べて16.9ポイントの増、授業後の平均70.8%と比べて17.1ポイントの減となった。

##### ・授業前後と比較した正答数の分布の変化（図2）

授業前は4問以上～5問未満が19.3%で最も多く、授業後は11問以上～12問未満が16.8%で最も多かったが、一年後の追跡調査では7問以上～8問未満が16.1%で最も多かった。

#### (2) 自立した消費者としての意識（消費生活アンケートの結果）（図3）

無回答者を除く全体の項目に占める「必ずできる」と「まあまあできる」の合計割合（問1から問10までの10項目中「必ずできる」又は「まあまあできる」と回答した項目数の割合をいう。以下同じ。）は一年後の追跡調査において平均40.8%であり、授業前の平均42.8%と比べて2ポイントの減となった。

### 2. 調査結果に対する考察

#### (1) 知識に関する考察

追跡調査における各問の正答率は、授業後調査の正答率と比較すると減少しているものの、授業前調査の正答率と比較するとほぼ全ての問で正答率は上回る傾向にあった。

このことから、「社会への扉」を活用した授業で学んだ消費生活に対する知識の一定の定着は認められた。

#### (2) 意識に関する考察

授業後調査では授業前調査と比べて全体的に「必ずできる」と「まあまあできる」の合計割合が増加したもの、一年後の追跡調査では全般的に減少し、「どちらともいえない」の回答が増加している。また、授業前、授業後、一年後の各調査時点における、各設問に対する生徒の回答傾向（「必ずできる」及び「まあまあできる」と答えた割合の高い設問順）に大きな変化はみられなかった。

このことから、短期間で実施した授業のみでは消費生活に対する意識を変えることは難しかったと考えられる。

#### (3) 有識者コメントのまとめ（報告書本文から抜粋）

生徒が一年後に授業の内容を忘れてしまうのは、自然なことである。むしろ問1のように、事前の回答率7.4%から39.9%まで上がっているものもあり、定着しているといえるのではないか。

ただ、授業時間が限られる中、この消費者教育分野の知識をいかに維持・向上してい

くか、アプローチの方法を考えなければいけないと思う。

実体験のないところは知識として覚えるが、実体験が伴うと経験や習慣に影響されることはあると思う。消費生活センターについては、多重債務のトラブルと絡めて意識付けができているのではないか。また、通信販売については、大手のサイトで買物をすればトラブルに遭わないだろうと考えているかもしれない。

教員も一消費者である。ホームルーム活動等で教員の体験を生徒に話してもらったりすると効果的かもしれない。簡単な処方箋はないが、教員研修等を通じて消費生活の問題や消費者教育の指導について伝えていくのも良いのではないか。

#### ＜参考＞

「社会への扉」確認シート（契約編）を作成し、消費者庁のウェブサイトに掲載しました。学校の授業の振り返りや若年者向け啓発資料として御活用ください。

URL

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/public\\_awareness/teaching\\_material/material\\_010/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/)

【問合せ先】

消費者行政新未来創造オフィス

山下、酒嶋、中澤

TEL: 088-600-(0031、0015、0014)

FAX : 088-622-6171

図1 授業前後と比較した正答率の変化

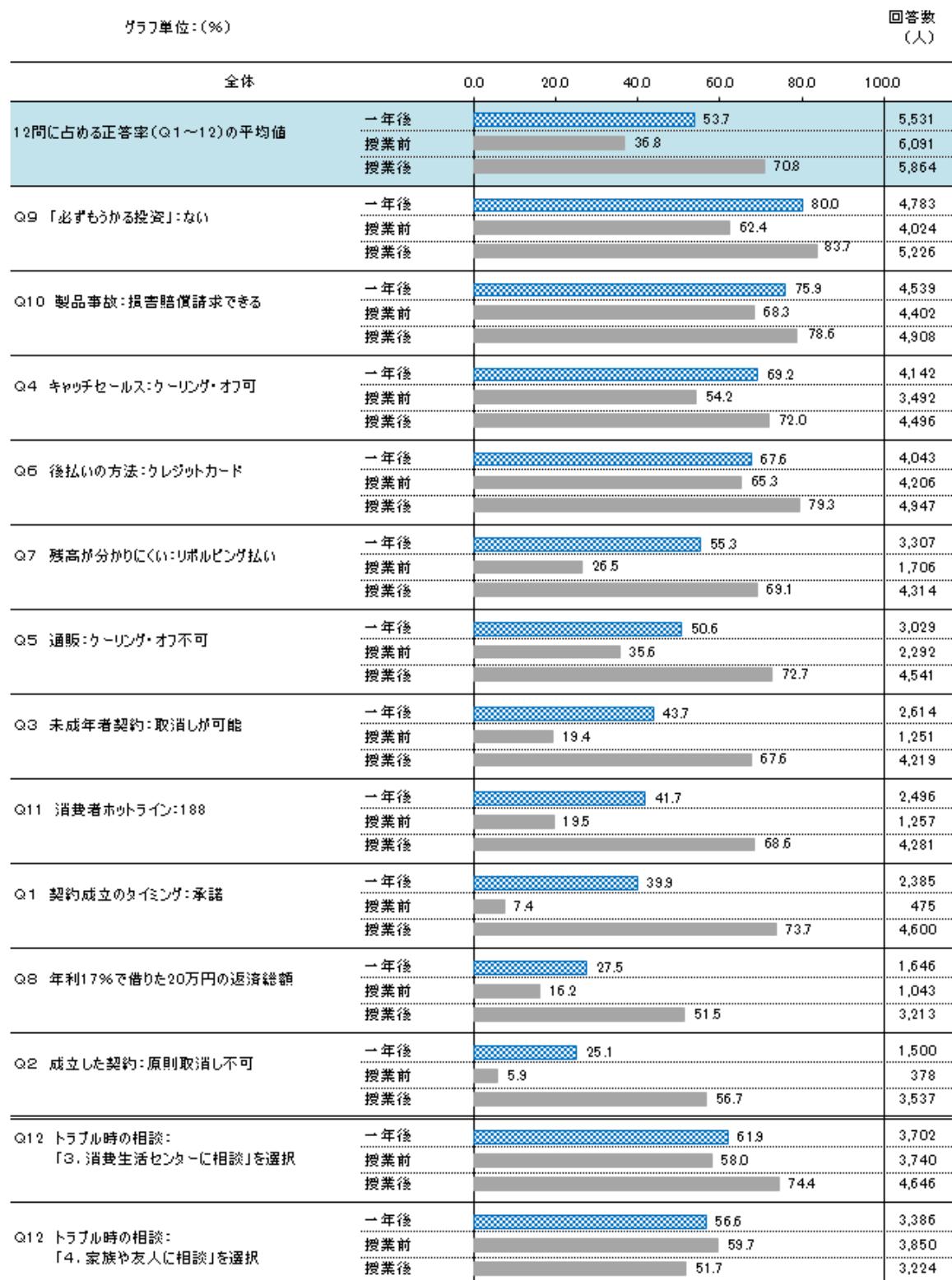


図2 授業前後と比較した正答数の分布の変化

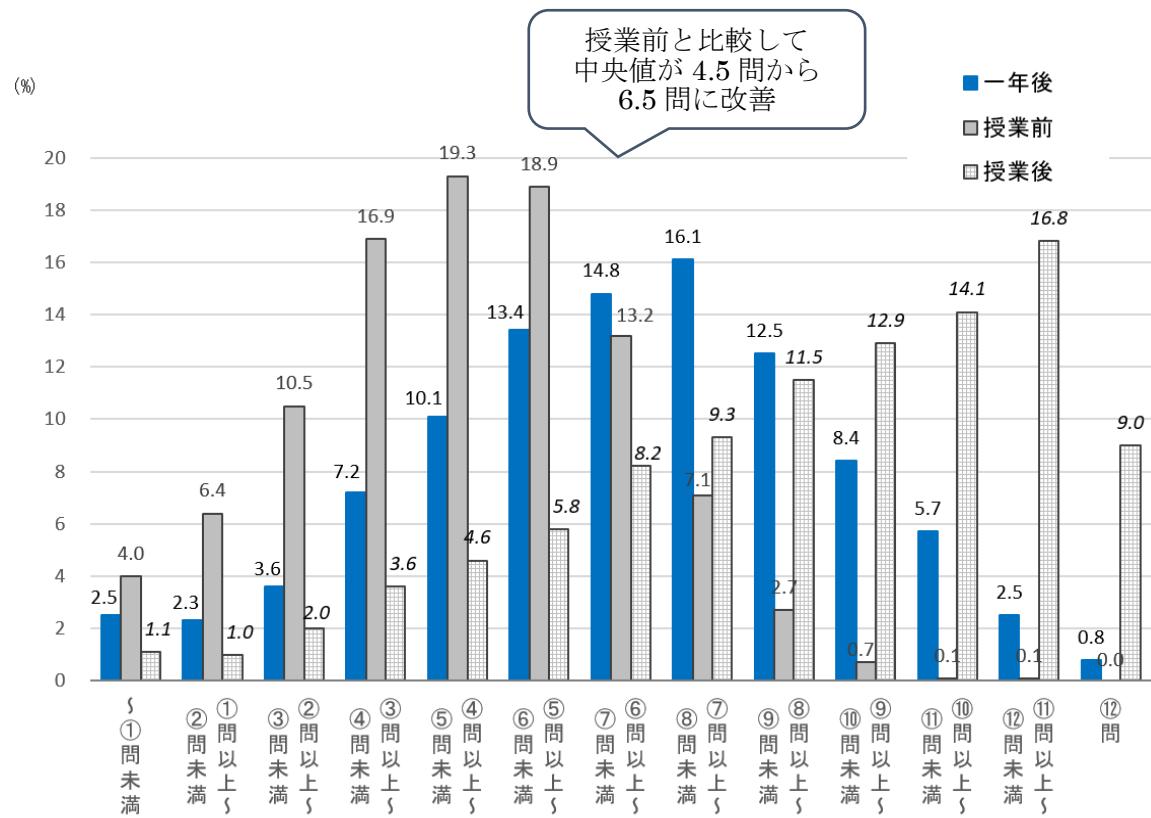
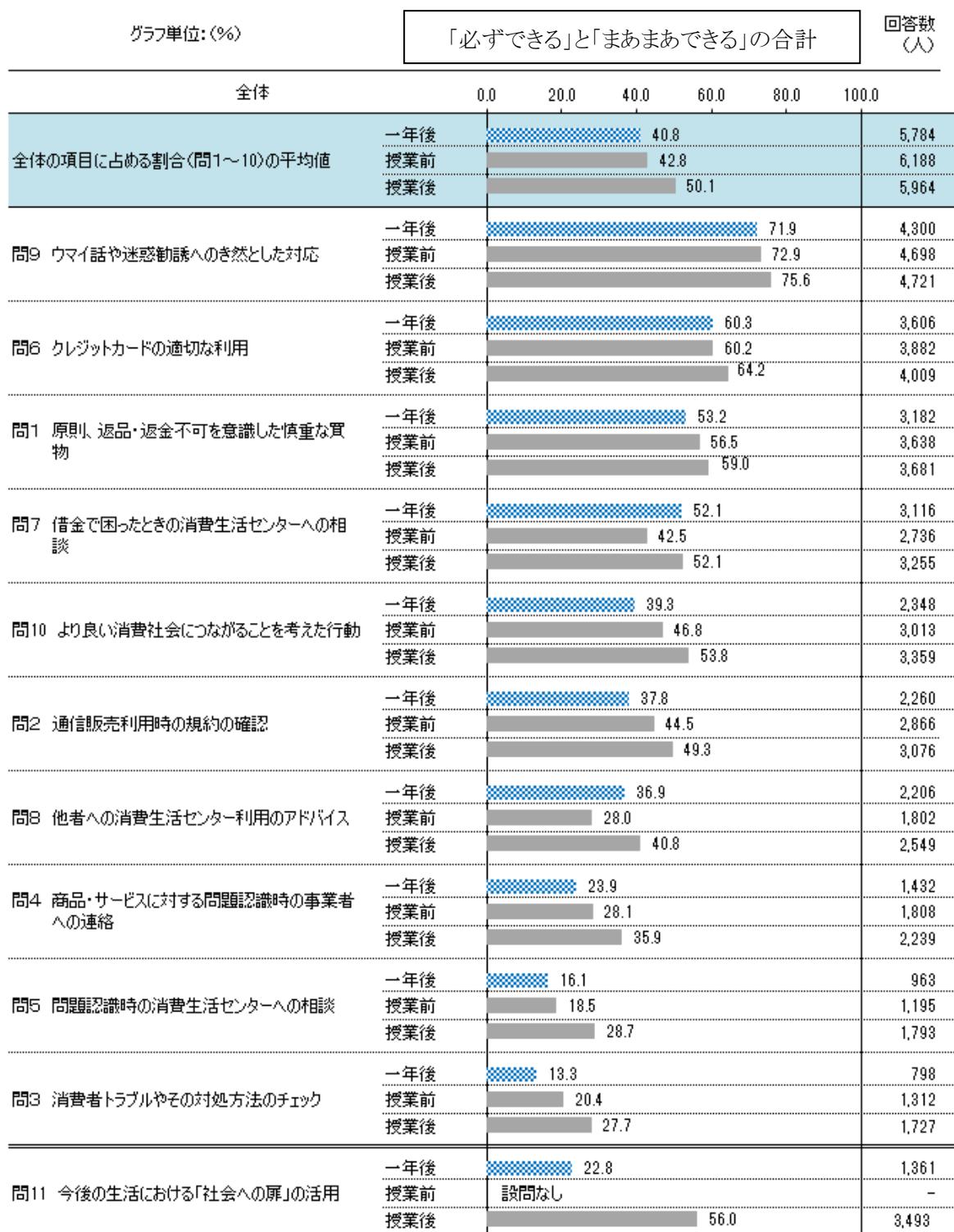


図3 自立した消費者としての意識



## 契約編

2022年（令和4年）4月1日から民法の一部を改正する法律が施行され、一人で有効な契約をすることができる年齢が20歳から18歳に引き下げられます。この成年年齢引下げの動きを踏まえて作成された『社会への扉』を参考に、クイズで「契約」について確認してみましょう！

## Q1 店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ？

- ① 商品を受け取ったとき。
- ② 代金を払ったとき。
- ③ 店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき。



## Q2 店で商品を買ったが、使う前に不要になった。解約できる？

- ① 解約できない。
- ② レシートがあり1週間以内なら解約できる。
- ③ 商品を開封していなければ解約できる。



## Q3 17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。この契約は取り消せる？

- ① 取り消すことはできない。
- ② 未成年者取消しができる。
- ③ 保護者が取り消しを求めたときのみ、未成年者取消しができる。



## Q4 街で呼び止められ、展示会場に行ったら勧誘され、断れなくて10万円の絵画を契約してしまった。この契約をクーリング・オフすることはできる？

- ① 事業者がウソを言って勧誘した場合は、クーリング・オフできる。
- ② 絵画を飾るなど、商品を使用していなければ、クーリング・オフできる。
- ③ 契約してから8日間であれば、クーリング・オフできる。



## Q5 消費生活について相談したいときにかける電話番号は？

- ① 消費者ホットライン118番
- ② 消費者ホットライン188番
- ③ 消費者ホットライン189番



＜クイズの解答とポイント解説＞は裏面へ

# クイズの解答とポイント解説

## A1 ③ 店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき。

- 消費者と事業者とが、お互いに契約内容（商品の内容・価格・引き渡し時期等）について合意をすれば契約は成立する。つまり、口約束でも契約は成立する。契約書や印鑑・サインは証拠を残すためのもの。

## A2 ① 解約できない。

- 契約は「法的な責任が生じる約束」なので拘束力がある。
- レシートがあっても、開封していないなくても、原則は解約はできない。

\*事業者が一定の条件を設けて、サービスとして返品や交換に応じてくれる場合もある。

## A3 ② 未成年者取消しができる。

- 社会経験の少ない未成年者が法定代理人（親権者などの保護者）の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができる。
- 取消しにより、未成年者は受け取った商品があれば事業者に返品し、支払った代金があれば返金される。
- 未成年者取消しは、未成年者自身からでも、法定代理人からでもできる。

\*ただし、小遣いの範囲の少額な契約、結婚をしている者、成人であると積極的にウソをついたり、法定代理人の同意があるとウソをついたりした場合等は、未成年者取消しができない。

## A4 ③ 契約してから8日間であれば、クーリング・オフできる。

- 「契約は守らなければならない」のが原則だが、消費者トラブルになりやすい取引については、契約をやめることができる特別な制度としてクーリング・オフがある（特定商取引法）。  
\*「高い」、「家族に反対された」、「思っていたのと違う」等の理由は必要ない。
- クーリング・オフをすると、消費者は受け取った商品を事業者に返品し、支払った代金は全額返金される。
- 詳しくは [国民生活センター クーリング・オフ](#)

## A5 ② 消費者ホットライン 188番

消費生活センターはこんな所です



相談は  
無料

いやや

土日祝も  
つながります



セは  
ンタ  
ーで  
す！  
消費  
生活

- 国家資格を持った消費生活相談員やそれに準じた専門知識・技術を持った人が対応します。
- 消費者関連の法律に基づき、解決のためのアドバイスをしたり、必要に応じて事業者との間に入ってあっせん（解決のための交渉のお手伝い）を行ったりして被害の回復を図ります。
- 守秘義務があるので、伺った情報はしっかりと守られます。外には漏れません。

「社会への扉」には、「契約」以外にもお金や暮らしの安全に関するクイズやワークが収録されています。

右のQRコードや「社会への扉」で検索してみてください。

